

第 2 6 期 中 間 決 算 公 告

〔 自平成30年 4月 1日 〕
〔 至平成30年 9月30日 〕

中 間 貸 借 対 照 表
中 間 損 益 計 算 書
信 託 財 産 残 高 表

平成30年12月25日
東京都渋谷区桜丘町26番1号

GMOあおぞらネット銀行株式会社

代表取締役社長 山形 昌樹

第 26 期 中 (平成 30 年 9 月 30 日 現 在) 中 間 貸 借 対 照 表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	27,881	預 金	31,720
有 価 証 券	5,608	そ の 他 負 債	325
そ の 他 資 産	2,464	未 払 法 人 税 等	31
そ の 他 の 資 産	2,464	資 産 除 去 債 務	33
有 形 固 定 資 産	663	そ の 他 の 負 債	260
無 形 固 定 資 産	5,758	賞 与 引 当 金	58
		退 職 給 付 引 当 金	30
		繰 延 税 金 負 債	9
		負 債 の 部 合 計	32,145
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	8,751
		資 本 剰 余 金	3,751
		資 本 準 備 金	3,751
		利 益 剰 余 金	△ 2,273
		利 益 準 備 金	99
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 2,372
		繰 越 利 益 剰 余 金	△ 2,372
		株 主 資 本 合 計	10,229
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1
		純 資 産 の 部 合 計	10,231
資 産 の 部 合 計	42,376	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	42,376

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

第 26 期 中 (平成 30 年 4 月 1 日 から
平成 30 年 9 月 30 日 まで) 中 間 損 益 計 算 書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	194
信 託 報 酬	183
資 金 運 用 収 益	△ 3
(うち有価証券利息配当金)	△ 0
役 務 取 引 等 収 益	13
そ の 他 業 務 収 益	1
そ の 他 経 常 収 益	0
経 常 費 用	1,675
資 金 調 達 費 用	1
(うち預金利息)	1
役 務 取 引 等 費 用	3
そ の 他 業 務 費 用	0
営 業 経 費	1,669
経 常 損 失	1,480
税 引 前 中 間 純 損 失	1,480
法 人 税、住 民 税 お よ び 事 業 税	2
法 人 税 等 調 整 額	△ 0
法 人 税 等 合 計	1
中 間 純 損 失	1,482

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3～30年

その他の有形固定資産 3～15年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5～10年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき、計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が査定結果を検証しております。その査定結果により上記の引当を行っておりますが、当中間期末は引当の対象となる債権はありません。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、受入出向者以外の従業員への賞与の支払いに備えるため、受入出向者以外の従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、受入出向者以外の従業員の退職給付に備えるため、小規模企業等における簡便法を採用し、受入出向者以外の従業員の当中間期末自己都合要支給額を退職給付債務として計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

- 担保に供している資産は次のとおりであります。
為替決済等の取引の担保として有価証券のうち国債 5,005 百万円及び現金 1,108 百万円を差し入れております。
また、その他の資産には敷金 36 百万円、金融先物取引差入担保金 10 百万円及び保証金 26 百万円（うち信託業務のための供託 25 百万円）が含まれております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 130 百万円
なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
- 単体自己資本比率（国内基準） 78.45%

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成 30 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	27,881	27,881	-
(2) 有価証券 その他有価証券	5,608	5,608	-
資産計	33,489	33,489	-
(1) 預金	31,720	31,721	0
負債計	31,720	31,721	0

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

債券は業界団体が公表又は情報ベンダーが提示する市場価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

負 債

(1) 預金

要求払預金については、中間決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券関係)

その他有価証券（平成 30 年 9 月 30 日現在）

	種類	中間貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	債券			
	国債	1,001	1,001	0
	社債	602	599	2
	小計	1,603	1,601	2
中間貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの	債券			
	国債	4,004	4,005	△0
	社債	-	-	-
	小計	4,004	4,005	△0
合 計		5,608	5,606	2

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	876	百万円
未払賞与	41	
資産除去債務	10	
未払事業税	9	
退職給付引当金	9	
減損損失	0	
繰延税金資産小計	947	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 876	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 70	
評価性引当額小計	△ 947	
繰延税金資産合計	-	
繰延税金負債		
資産除去債務費用	△ 9	
その他有価証券評価差額金	△ 0	
繰延税金負債合計	△ 9	
繰延税金負債の純額	△ 9	百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当中間会計期間 (平成30年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 5年以内 (百万円)	5年超 7年以内 (百万円)	7年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金 (*1)	-	-	3	3	0	868	876
評価性引当額	-	-	3	3	0	868	876
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当中間会計期間から適用し、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 43,537円92銭

1株当たりの中間純損失金額 6,308円33銭

なお、当社が発行しているA種種類株式及びB種種類株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり純資産ならびに純損失の算定に際して、それらの発行済株式数を普通株式のそれに含めて計算しております。

(重要な後発事象)

(吸収分割による事業分離)

当社は、平成30年5月14日開催の取締役会において、平成30年10月1日を効力発生日として、会社分割の方法により、当社が取り扱う信託業務（以下「本信託業務」）を、親銀行である株式会社あおぞら銀行（以下「あおぞら銀行」）へ承継させること（以下「本吸収分割」）を決議し、同日付で、あおぞら銀行との間で吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」）を締結いたしました。本吸収分割契約に基づき平成30年10月1日付で本吸収分割を完了いたしました。

1. 事業分離の概要

(1) 相手先企業の名称

株式会社あおぞら銀行

(2) 分離した事業の内容

本信託業務

(3) 事業分離を行った主な理由

当社では、平成30年7月のインターネット銀行事業開始後は、非対面型のビジネスモデルを中心とした事業展開を進めております。一方、本信託業務は対面・カスタムメイドという強みを活かした、あおぞら銀行のお客さま向けソリューションや、機関投資家さま向けサービスの提供が中心となっております。

お客さまの利便性や今後もお客さまに安定したサービスを提供するための体制、将来のソリューション拡充の展望等を総合的に勘案した結果、本信託業務については、当社からあおぞら銀行へ移管することが望ましいと考え、当社は本信託業務に関するすべての事業を会社分割（吸収分割）の手法により承継させることとし、あおぞら銀行との間で本吸収分割契約を締結の上、今般事業分離を行いました。

(4) 事業分離日

平成30年10月1日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする吸収分割

2. 実施した会計処理の概要

(1) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(2) 移転損益の金額

特別利益 10 百万円

(3) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額等

資産 108 百万円

負債 67 百万円

(4) 譲渡価格

51 百万円

(5) 当中間会計期間の損益計算書に含まれる分離した事業の売上高

183 百万円

第 26 期 中 (平 成 30 年 9 月 30 日 現 在) 信 託 財 産 残 高 表

(単 位 : 百 万 円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	35,614	特 定 金 銭 信 託	187,081
有 価 証 券	177,327	金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	121,234
受 託 有 価 証 券	302,836	有 価 証 券 の 信 託	302,992
信 託 受 益 権	2,900	金 銭 債 権 の 信 託	2,882
金 銭 債 権	107,973	包 括 信 託	199,779
有 形 固 定 資 産	101,568		
そ の 他 債 権	5,697		
現 金 預 け 金	80,052		
合 計	813,970	合 計	813,970

- (注) 1. 記 載 金 額 は 百 万 円 未 満 を 切 り 捨 て て 表 示 し て お り ま す 。
 2. 元 本 補 て ん 契 約 の あ る 信 託 は 、 取 り 扱 っ て お り ま せ ン 。